

第 9 回

熊本県議会

有明海・八代海再生特別委員会会議記録

令和2年6月16日

開 会 中

場 所 第 1 委 員 会 室

## 第9回 熊本県議会 有明海・八代海再生特別委員会会議記録

令和2年6月16日(火曜日)

午前9時59分開議

午前11時43分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件について
- (2) 付託調査事件の閉会中の継続審査について

出席委員(16人)

委員長	内野幸喜
副委員長	増永慎一郎
委員	吉永和世
委員	井手順雄
委員	小早川宗弘
委員	坂田孝志
委員	磯田毅
委員	楠本千秋
委員	西山宗孝
委員	山本伸裕
委員	竹崎和虎
委員	西村尚武
委員	本田雄三
委員	荒川知章
委員	坂梨剛昭
委員	前田敬介

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境生活部

部長	藤本聡
環境局長	小原雅之
環境立県推進課長	財津和宏
環境保全課長	葉山清春

自然保護課長 前田隆

循環社会推進課長 小原正巳

商工観光労働部

エネルギー政策課長 上塚恭司

農林水産部

部長 竹内信義

水産局長 山田雅章

農業技術課長 酒瀬川美鈴

畜産課長 上村佳朗

農地整備課長 清藤浩文

森林整備課長 笹木征道

水産振興課長 中原康智

漁港漁場整備課長 緒方誠

水産研究センター所長 吉田雄一

土木部

総括審議員兼

河川港湾局長 永松義敬

下水環境課長 森裕

河川課長 古城和人

港湾課長 原浩

企業局

工務課長 伊藤健二

事務局職員出席者

政務調査課主幹 西野房代

政務調査課主幹 西村哲治

午前9時59分開議

○内野幸喜委員長 それでは、定刻前ではありませんが、ただいまから第9回有明海・八代海再生特別委員会を開催します。

なお、本委員会に1名の傍聴の申し出がっておりますので、これを認めることといたします。

開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

皆様、おはようございます。委員長の内野幸喜でございます。

本日は、今年度最初の委員会でありますので、一言御挨拶を申し上げます。

本委員会では、有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件について議論してまいります。

昨年、本委員会におきまして、有明海・八代海再生に係る提言の見直しをまとめるに至りましたが、本年度は、この新たな提言を踏まえ、有明海・八代海の再生に向けた取組を推進していかなければならないと思っております。

今後1年間、委員の先生方をはじめ執行部の皆様方の御協力をいただき、増永副委員長とともに、本委員会の円滑な運営に努め、付託調査事件に取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、副委員長からも御挨拶をお願いいたします。

○増永慎一郎副委員長 改めまして、おはようございます。副委員長の増永でございます。

内野委員長を補佐しながら一生懸命この問題に取り組んでいきたいというふうに思っております。

各委員の皆様方、そして執行部の皆様方には、どうぞ御協力をよろしくお願い申し上げます。

○内野幸喜委員長 次に、執行部関係部課職員の自己紹介を受けたいと思います。

自己紹介名簿の順に自席からお願いいたします。

（環境生活部長～企業局工務課長の順に自己紹介）

○内野幸喜委員長 なお、ただいま自己紹介頂いた方以外の関係職員については、お手元に配付しております委員会資料の関係部課幹

部職員名簿のとおりでございます。

次に、執行部を代表して、藤本環境生活部長から挨拶をお願いいたします。

○藤本環境生活部長 おはようございます。環境生活部長でございます。

委員会の開会に当たりまして、執行部を代表いたしまして御挨拶を申し上げます。

県議会におかれましては、有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興につきまして、今年度も継続して御審議頂きますことに厚く御礼申し上げます。

有明海・八代海の再生につきましては、平成15年3月に策定しました特措法に基づく県計画と、県議会から平成16年2月に頂きました提言に沿いまして、森林の整備や生活排水対策、漁場環境の改善など、川上から川下、そして海に至る総合的な対策に取り組んでまいりました。

その結果、令和元年漁期のノリ養殖につきましては、赤潮の発生等による栄養塩不足はあったものの、その後の海域の状況回復と生産者による適切な養殖管理等の御努力により、生産量は前年比10%増の9億2,000万枚、生産金額は同じく13%増の122億6,000万円となりました。これは、過去2番目に高い生産金額となっております。

ただ、一方で、二枚貝や魚類につきましては厳しい生産状況が続いております。

こうした中、昨年度の委員会におきまして新たな提言を頂きました。この新たな提言に沿いまして、引き続き、有明海・八代海の再生に精いっぱい取り組んでまいります。

また、有明海・八代海の再生に向け、覆砂や作濤等の事業を実施しておりますが、これらの事業は、特措法及び公害財特法により、補助率のかさ上げなど、国の財政支援を受けて実施しております。この財政支援の法律上の終期が迫っていることから、昨年12月に

は、県議会から、国に対して、法律改正についての意見書を御提出頂いたところです。県といたしましても、関係県と連携して国へ要望してまいりますので、引き続き県議会の強力な御支援を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、今年度初めての委員会でございますので、新たな提言に沿って、これまでの経緯や現状と、今年度の取組などについて御説明を申し上げます。

詳細につきましては、この後、関係課長が御説明いたしますので、御審議、御指導をよろしくお願い申し上げます。

○内野幸喜委員長 次に、議事に入ります前に、今年度の審議予定について御説明いたします。お手元にお配りしています令和2年度審議予定を御覧ください。

本年2月の当委員会におきまして、前期、平成27年から平成31年にかけての提案がありました平成16年以来の提言の見直しに、昨年、淵上委員長はじめ委員の皆様方に御尽力を頂きました。今年は、その提言の見直しが行われたことを踏まえ、本日は、関連施策の前年度取組実績、本年度取組予定等について審議し、来年2月の委員会で取組実績、取組予定等について審議することとし、9月と11月は、提言に係る4項目について重点的に審議することとしたいと思います。

具体的には、9月は、抜本的干潟等再生方策の検討及びアサリ等の水産資源回復等による漁業の振興、11月は、再生に向けた調査研究の充実、上流から下流まで連携した海洋ごみ等対策の推進について審議したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、本日の委員会は人数制限を設け、一部関係課の出席を見合わせる等の対応を行っておりますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、お手元に配付の委員会次第に従い、付託調査事件を審議させていただきます。

(1) 議題「有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件」について執行部から説明を受け、その後、質疑を行いたいと思います。

なお、委員会の運営を効率的に行いたいと考えておりますので、説明者は着座にて簡潔にお願いいたします。

では、有明海・八代海等の再生に係る現状等について説明をお願いいたします。

○財津環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

資料の7ページをお願いいたします。

年度最初の委員会ですので、有明海・八代海等の再生に係る現状等について説明をいたします。

まず、1、これまでの経緯等ですが、この7ページの振り返りの部分の説明は割愛をさせていただきます。8ページをお願いいたします。

8ページの⑥令和元年度の動きでございます。

まず、昨年12月に、有明海及び八代海再生の特別措置法等の改正を求めて、県議会から意見書を提出していただきました。これは、県が覆砂や作濘等の事業を行うに際しまして、補助金や起債充当における優遇措置の期間延長を求めるものでございます。

次に、本年2月に新たな提言が示されたところです。この内容につきましては、次の項目で概要を御説明申し上げます。

(3) 国の動向の②総合調査評価委員会の動きでございます。

この委員会は、特措法に基づき設置されておりますが、下から4行目を御覧ください。平成28年度に委員会報告書が出されて以降、2つの小委員会が設置をされておまして、

おおむね5年後、令和3年度になりますが、中間報告に向けて、今審議が行われているところでございます。

9ページをお願いいたします。

(5) 県の取組ですが、これまでは、平成16年2月に示されました提言に沿って進めておりましたが、今年度から新たな提言に沿って進めてまいります。

これまでの経緯については以上でございます。

○葉山環境保全課長 環境保全課でございます。

説明資料の10ページをお願いします。

2の有明海・八代海の水質の状況について御説明いたします。

公用水域に係る水質監視につきまして、水質汚濁防止法に基づき、熊本市など関係機関と協議の上、水質測定計画を策定し、常時監視を行っております。

また、測定結果につきましては、翌年度前半までに取りまとめ公表しています。

環境基準の達成状況でございますが、海の汚濁の指標であるCOD及び富栄養化の指標である全窒素、全リンともに、近年、若干の変動はあるものの、ほぼ横ばいで推移している状況にあります。

まず、(1)の水質の常時監視体制等でございますが、枠囲みにありますように、COD、全窒素、全リンの項目ごとに、有明海・八代海を幾つかの水域に分けて分類した水域に環境基準点を45地点設定し、年間6回から15回の測定を実施しております。

(2)の環境基準の達成状況でございます。

右下の枠に環境基準の基準値を記載しております。

まず、アの健康項目、いわゆる人の健康の保護に関する項目で、カドミウムなど22項目でございますが、全ての水域で適合しておりました。

次に、イの海の汚濁の指標でありますCOD、化学的酸素要求量の環境基準の達成状況でございますが、有明海では、7水域のうち6水域が適合し、環境基準の達成率は85.7%、八代海では、11水域のうち10水域が適合し、環境基準の達成率は90.9%となっております。

ウの富栄養化の指標であります全窒素、全リンでございますが、有明海・八代海ともに、3水域のうち2水域が適合し、環境基準の達成率は66.7%でございました。

次に、11ページをお願いします。

項目ごとの濃度の経年変化を折れ線グラフで掲載しております。黒丸が有明海、四角が八代海ですが、両海域とも、変動はあるものの、横ばい状態にあり、有明海よりも八代海がやや低い濃度で推移しております。

次に、(3)有明海・八代海への汚濁物質の流入削減対策についてでございます。

環境基準を達成していない水域もあることから、引き続き、関係各県を含め、関係各機関と連携して取組を行います。

特に、海域環境への負荷の削減を目的に条例を改正し、平成20年4月から事業場からの排水規制区域の拡大や厳しい排水基準の設定など、事業場からの排水対策を強化しているところでございます。

水質の状況は以上でございます。

よろしく申し上げます。

○中原水産振興課長 水産振興課でございます。

12ページをお願いいたします。

3、有明海・八代海の漁業生産の状況について御説明します。

まず、①の漁業の状況、いわゆる取る漁業についてでございます。

中段左側のグラフは魚類、右側はアサリの漁獲量の推移を示したグラフで、黒丸が有明海、白丸が八代海となっております。また、

下段のグラフは、本県全体の魚類とアサリの漁獲金額の推移を示したものです。

まず、ア、魚類の漁獲量でございますが、両海域とも減少傾向が続いている状況でございます。有明海の平成30年の魚類の漁獲量は1,136トンで、平成10年の頃からこの20年間で46%に減少しております。一方、八代海の平成30年の漁獲量は6,623トン、20年前の88%となっております。

次に、イ、アサリの漁獲量です。有明海におけるアサリ漁獲量は、昭和52年には6万5,303トンと日本一を誇っておりましたが、その後激減し、近年は厳しい資源状況が続いております。そのため、漁業者による漁獲規制や増殖対策などの資源管理、県営覆砂など様々な施策に取り組み、資源回復に努めているところでございます。ここ数年、設置した網袋に稚貝の発生が見られるなど、明るい兆しと言える話題もありますが、令和元年の漁獲量、水産振興課調べで、292トンと大変厳しい状況が続いております。

一方、八代海のアサリは、平成23年に雨の影響で資源量が激減した後、各漁協が操業自粛と増殖対策に取り組んだ結果、漁獲が再開される漁場も出てきております。令和元年の漁獲量は36トンでございました。

13ページをお願いいたします。

次に、②の養殖漁業の状況です。

ア、ノリ養殖業でございますが、上段の図は、有明海と八代海のノリ養殖生産枚数及び生産金額の推移を示しており、左側の図が有明海、右側の図が八代海となっております。

先ほど環境生活部長の挨拶にもありましたとおり、令和元年漁期は、漁期開始直後の栄養塩不足や高水温の継続など、環境状況が大変厳しい中での養殖となりましたが、生産者の適切な養殖管理の取組などにより122億4,000万円と過去2番目の生産金額を記録しております。

一方、八代海のノリ養殖は、経営体が今2

経営体までに減少しております。令和元年の生産金額、約2,000万になっております。

最後に、イの魚類養殖の状況でございます。

下段、左の図は、魚類養殖による主要魚種であるブリとマダイの養殖生産量、生産金額の推移でございます。

魚類養殖は、そのほとんどが八代海及び牛深周辺で生産されております。ブリ類の生産は6,000トンから7,000トンの間でほぼ横ばい、マダイは1万トンを超える安定した生産が続いているという状況でございます。

水産振興課は以上でございます。

○内野幸喜委員長 次に、有明海・八代海等の再生に係る提言への対応について説明をお願いいたします。

○財津環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

資料の17ページをお願いいたします。

有明海・八代海等の再生に係る提言への対応でございますが、新たな提言に基づきまして整理した20の事業について、これから説明してまいります。まず最初に、別冊にて提言の概要を簡単に御説明申し上げます。

特別委員会調査報告書となっているものでございます。別冊の資料になります。

1ページをお開け頂きたいと思っております。

まず、1、提言に対する取組の検証結果でございます。これは、従前の提言に対しまして執行部の取組について検証していただいているところでございます。

主な項目の概要を説明いたします。

まず、①海域環境への負荷の削減については、これまでの取組によりまして、海域環境への負荷の削減、漁場環境の維持・改善が図られているが、依然として海域では水産用水基準を超過した硫化物が確認されており、継続的な取組が必要である。

2ページでございます。

②の干潟や海底等の保全・改善では、覆砂は底質改善に効果があることが実証されたが、水産資源の回復傾向は低調であり、海域全体を捉えた取組が必要である。海砂利採取については、平成28年度から民間事業者による販売を伴う採取を禁止した。採取が行われた海域は、引き続き注視していく必要がある。

1つ飛ばしまして、④抜本的な干潟等再生方策の検討では、両海域では、干潟の泥質化や土砂堆積による環境悪化が懸念されております。

3ページに移ります。

国が主体となってヘドロ除去等の対策を実施するようこれまで要望してきたが、実施には至っていない。引き続き、泥質化の防止対策など、抜本的な干潟再生方策を検討する必要がある。

2、新たな課題として2つ挙げられております。

1つ目が、栄養塩と水産資源の関係でございます。栄養塩とは、生物の栄養として必要な窒素やリンなどのことですが、国の中央環境審議会での議論など、新たな課題として今調査研究が始まっております。

2つ目が、海洋プラスチックごみをはじめとする海洋ごみ対策です。プラスチックによる海洋汚染や災害時に発生する漂流物等の対処が求められております。

4ページをお願いいたします。

こうした状況を踏まえ、3、課題に対する今後の取組として、県においては、まだ十分成果が見えないものや新たな課題を踏まえ、国の評価委員会の動向を注視しつつ、4つの項目を主体的に取り組むよう提言がなされております。

1つ目が、抜本的な干潟再生方策の検討です。泥土の堆積進行メカニズムの解明や具体的な再生手順について継続して国に要望する

とともに、県においても泥質化の防止対策に主体的に取り組むこと、2点目が、アサリ等の水産資源回復等による漁業の振興です。国と4県協調の取組強化や覆砂、作濬、栽培漁業等を推進すること、3点目は、再生に向けた調査研究の充実です。各部局連携を図りながら実効性のある調査研究を推進すること、具体例として、底質改善メカニズムや、栄養塩等と水産資源の関係が挙げられております。

5ページでございます。

最後に、4の上流から下流まで連携した海洋ごみ等対策の推進です。

河川を介して流出する漂流物等や海洋プラスチックごみについて、速やかな回収処理の仕組み作りに取り組むこととされております。

終わりに、取り組むに当たっては、関係県との連携を一層進めるほか、必要な部分は、国への支援・協力を積極的に働きかけるとされております。

提言の概要は以上でございます。

それでは、各課から説明申し上げます。

○森下水環境課長 下水環境課でございます。

資料の18ページをお願いいたします。

提言項目、海域環境への負荷の削減に係る施策、①生活排水処理施設の整備促進と適切な維持管理について御説明いたします。

まず、1、これまでの取組ですが、令和7年度末の汚水処理人口普及率を94%に高めることを目標に、地域特性に適した生活排水処理施設の整備を推進しております。

また、下水道、集落排水施設への接続や浄化槽の適切な維持管理等について、市町村や関係機関と協力し、普及啓発活動に取り組んでおります。

2、課題と今後の方向性については、人口減少などの社会情勢の変化を踏まえ、効率的

な未普及対策、施設の老朽化などに伴う計画的な改築更新及び効率的な運営管理に取り組んでまいります。

また、普及啓発活動や下水道・集落排水施設への接続、浄化槽の適切な維持管理等について、引き続き取り組んでまいります。

続きまして、19ページをお願いいたします。

3、令和元年度の取組及び実績について、主なものについて御説明いたします。

2)取組実績をお願いいたします。

②流域下水道では、施設の管理を最適化するストックマネジメント計画に基づき、改築更新、耐震対策工事を実施しております。

③合併処理浄化槽への転換補助事業については、32市町村で589基の転換を実施しております。

普及啓発活動では、3市でパネル展示やチラシの配布などを行い、約1,300人の参加を頂きました。

次に、4、令和2年度の取組予定ですが、上記①から⑤について、引き続き取り組んでいくことにより、海域環境への負荷の削減に努めてまいります。

下水環境課は以上でございます。

○財津環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

資料の20ページをお願いいたします。

②普及啓発活動の展開でございます。

これまでの取組ですが、きれいな川や海を健全な姿で次世代に継承していくため、平成14年度から、みんなの川と海づくり県民運動として、県下一斉清掃活動や小中学生を対象に出前講座等を実施しております。

2の課題と今後の方向性ですが、現在この取組は定着しております。引き続き、海洋プラスチックごみ問題等を取り入れるなど、社会状況に応じた啓発活動を展開してまいります。

21ページをお願いいたします。

令和元年度の取組ですが、右側の取組実績欄を御覧ください。

主なものとしまして、①でございますが、昨年は、県内全域で2万8,000人を超える方が清掃活動に参加していただきました。残念ながら、メイン会場は天候不良により中止となっております。③では、NPOや小学校と連携して、27団体、約900人が河川の水質や生物の調査を行いました。

4、令和2年度の取組予定ですが、コロナ禍のこういう状況で前年並みの実績というのはなかなか厳しい状況にありますが、引き続き上記の①から④の取組を進めてまいります。

環境立県推進課は以上でございます。

○葉山環境保全課長 環境保全課でございます。

資料の22ページをお願いします。

③適切な排水指導について御説明いたします。

まず、1のこれまでの取組ですが、工場、事業場からの排水について、法より厳しい排水基準を条例で定め、水質汚濁の防止を図っております。また、工場、事業場への計画的な立入検査による公正な排水指導を行っております。

次に、2の課題と今後の方向性ですが、海域の環境基準達成に向けて事業場等への立入検査や指導等により汚濁負荷低減に努めるとともに、有明海・八代海等再生推進協議会で、ほかの沿岸県と協議、情報共有しながら、汚濁低減の継続に向けて調整を図ります。

23ページをお願いします。

3の令和元年度の取組目標及び実績の右側の欄、2)取組実績を御覧ください。

延べ373事業場に立入検査を実施し、排水の状況を確認しております。うち、排水基準



を超過した9事業場に改善指導を行いました。また、水質測定計画に基づき、海域における水質調査を実施しております。

最後に、4の今年度の取組予定でございますが、引き続き、各保健所を中心といたしました計画的な事業場への立入指導と排水状況等の確認を実施しまして、水質基準の遵守状況の把握に努めることといたしております。

環境保全課は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○酒瀬川農業技術課長 農業技術課でございます。

資料の24ページをお願いいたします。

海域環境への負荷の軽減の農薬、化学肥料の使用量の削減についてでございます。

1、これまでの取組として、平成2年度から農薬や化学肥料をできるだけ抑えて農業を行う環境保全型農業に取り組んでおり、平成23年度からは、新たにくまもとグリーン農業として普及定着を推進し、農薬と化学肥料の使用量削減に取り組んできました。その結果、平成16年度と比較すると、農薬の使用量は約40%、化学肥料は約42%削減しております。

2の課題と今後の方向性は、グリーン農業の推進を地下水と土を育む農業推進計画の中核と位置づけ、生産拡大を図り、農薬と化学肥料の一層の削減を図ります。

次のページの3の令和元年度は、くまもとグリーン農業の生産宣言、応援宣言を推進するとともに、実証展示圃を設置して、農業者への技術の普及定着を図りました。

4の令和2年度も、グリーン農業への取組の増加と農薬、化学肥料のさらなる削減を目標に取り組んでまいります。

農業技術課は以上でございます。

○上村畜産課長 畜産課でございます。

26ページをお願いいたします。

家畜ふん尿の適正管理の継続についてでございます。

まず、1、これまでの取組でございますが、平成16年から施行されております家畜排せつ物法に基づきまして、家畜排せつ物の適正な管理を推進しております。

また、この法律の対象とならない小規模農家で防水シートなどにより適正に管理を行っている農家についても、規模拡大を契機に堆肥舎整備等を支援するなど、より安定した家畜排せつ物の管理に取り組んでおります。

2、課題と今後の方向性でございますが、堆肥舎等の適正な維持管理など、引き続き家畜排せつ物の適正管理を継続的に推進してまいります。

次に、3、令和元年度の取組及び実績でございますが、右の欄、取組実績について、年間を通じて不適正管理を防止するため巡回指導を実施するとともに、堆肥舎施設整備など、経営形態に応じた対応を指導しております。

また、11月を畜産環境月間と位置づけ、堆肥適正管理の啓発資料を作成し、関係機関等に周知を行っております。

令和2年度も、引き続き市町村や農業団体と連携し、農家の巡回指導や意識啓発などを行い、家畜排せつ物の適正な管理を推進いたします。

次に、28ページをお願いいたします。

耕畜連携による堆肥の広域流通についてでございます。

1、これまでの取組でございますが、県と農業団体が連携し、堆肥共励会などを開催し、堆肥製造技術向上を図っております。また、畜産農家と耕種農家との意見交換会や堆肥に関する情報提供を行うとともに、堆肥散布組織の育成支援を行っております。

2、課題と今後の方向性につきましては、引き続き畜産農家と耕種農家との連携を進めるとともに、堆肥の製造技術向上を図ってま

います。

次に、3、令和元年度の取組及び実績でございますが、右の欄、取組実績について、①から⑤は、熊本県耕畜連携推進協議会の構成メンバーであります県や農業団体が連携し、堆肥共励会や各種イベントを通じて、良質堆肥の生産や広域流通を推進しております。⑥では、県の事業を活用しまして、県内5か所に堆肥舎などを整備しております。

令和2年度も、引き続き市町村や農業団体と連携しまして、良質堆肥の生産と堆肥の広域流通を進めることとしております。

畜産課は以上でございます。

○吉田水産研究センター所長 水産研究センターでございます。

30ページを御覧ください。

養殖場から排出される負荷の削減です。

これまでの取組、魚類養殖場においては、いかだの面積や収容密度の削減等を促進するため、漁協による漁場改善計画を策定済みでございます。

また、魚種ごとに適切な餌を与えるなど、養殖業者に指導を行いました。さらに、環境負荷を削減させる海藻養殖を推進するため、ヒトエグサの人工採苗技術を開発しました。加えて、赤潮プランクトンを摂餌する二枚貝を八代海域で養殖するための技術開発に取り組みました。

2、課題と今後の方向性、重点的に海藻の増養殖技術開発に取り組み、海藻養殖を普及し、環境負荷削減を行ってまいります。また、漁協に対し、漁場改善計画の着実な実施を指導してまいります。

3、令和元年度の取組及び実績、右側の欄を御覧ください。

①魚類養殖場の底質調査において、漁協に対し、漁場環境維持改善に向けた指導を行いました。

②適切な給餌管理の徹底を行いました。

③くまもと里海づくり協会とともに、ヒトエグサ人工採苗網を565枚作成し、6地区7業者に配付しております。

令和2年度も、引き続き同様の取組を実施してまいります。

以上でございます。

○笹木森林整備課長 森林整備課でございます。

資料の32ページをお願いします。

施策名は、森林整備の着実な推進でございます。

1のこれまでの取組ですが、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図る観点から、国の補助事業等を活用しながら、植栽や下刈り、間伐などの森林整備を進めています。併せて、県民参加の森づくり活動に対する支援を行っております。

その結果ですが、下の3の右の取組実績欄にもありますとおり、間伐については3,834ヘクタールを実施したところです。また、森づくり活動を行う36団体に活動費を助成するなど、県民の参加による森林整備活動を展開しました。

本年度は、4にもありますとおり、各種の補助施策による森林整備の促進や、昨年4月から市町村が取組を進めております新たな森林管理システムの円滑な運用に向けた指導・助言、さらには県民参加の森づくり活動の推進に向けた支援等を展開してまいります。

森林整備課は以上でございます。

○中原水産振興課長 水産振興課でございます。

34ページをお願いいたします。

諫早湾干拓事業に係る対応、諫早湾干拓訴訟をめぐる状況でございます。

開門をめぐる司法判断につきましては、ここに挙げております①の5年間の排水門の開放を命じる判決、いわゆる開門を命じる判決

と、②の開門の差止めを命じるという相反する司法判断がある状況にあります。

昨年9月の最高裁の判決を受けた福岡高裁の差戻し審は、第2回口頭弁論が4月27日に予定されておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、延期をされております。今後の予定は、まだ未定となっております。

県といたしましては、有明海の環境変化の原因究明の一環として開門調査が必要であるという考えに変わりはありませんが、2つの司法判断が示され、差戻し審も継続しているところから、今後の裁判の推移を注視していくとともに、有明海の再生は待たなしの課題であるため、その取組が少しでも前進するよう、本県漁業者に寄り添いながら取り組んでまいります。

水産振興課は以上でございます。

○財津環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

36ページをお願いいたします。

(3) 抜本的な干潟等再生方策の検討の有明海についてでございます。

これまでの取組ですが、①抜本的な対策を講じるには、環境変化の原因究明等に高度な知見や、また、その対策には膨大な経費を要することから、国の主体的な実施を求めるとともに、県として調査研究を行ってまいりました。

②アサリ等の漁場におきましては、作濘や覆砂等による底質改善に取り組んできたところでございます。

③特定外来生物スパルティナ属については、対策協議会を設置し、平成30年度に駆除を完了したところでございます。

2、課題と今後の方向性でございます。

右の図を御覧頂きますと、少し字が小さくて申し訳ございませんが、これは、国の総合評価委員会で示された問題点と要因の相関図

でございます。底質の泥化はじめ、海域環境の変化と水産資源の回復は複数の要因が複雑に作用しておりまして、抜本的な再生方策は見いだせていない状況でございます。国に対しては、引き続き泥土除去等の抜本的な底質改善策や大規模な海底耕うん等の実証事業の実施を働きかけてまいります。

37ページをお願いいたします。

令和元年度の取組でございますが、右の取組実績欄を御覧ください。

主なものとしまして、①-2でございますが、県で実施した平成30年度の調査結果を踏まえまして、昨年度は、採泥調査や流況調査を実施し、研究者で構成します検討会で分析・検討を行いました。

この調査結果につきましては、冒頭、委員長から説明がございましたように、次の9月の委員会で、抜本的干潟再生方策の検討というテーマの中で詳しく説明したいと考えております。

4、令和2年度の取組予定でございますが、県の調査結果を国の総合評価委員会に提供しつつ、次回報告書には、底質改善に向けた実施可能な対策が示されるよう国に求めてまいります。また、坪井川のスパルティナ属につきましては、駆除後のモニタリングを実施してまいります。

続きまして、38ページをお願いいたします。

同じく八代海湾奥部についてでございます。

これまでの取組ですが、当該海域は、不知火干拓が張り出した特異な地形によって土砂堆積の進行による海域への影響が懸念されており、国に対し、土砂堆積に関する調査研究や抜本的な対策の実施を要望してきたところでございます。県としましても、堆積状況を把握するため、地形測量等を行ってまいりました。

②大野川河口のスパルティナ属につつまし

ては、対策協議会を設置し、平成28年度から駆除を開始しております。③また、この沿岸部には海拔ゼロメートルの地帯が広がっております。高潮対策や背後農地の排水対策等の防災対策を計画的に実施してきたところでございます。

課題と今後の方向性でございますが、抜本的な対策を国に要望するとともに、定期的な土砂堆積の状況の調査を実施する、また、スパルティナ属については、環境省と連携しながら駆除を実施する、防災面に関しては、地元市町と協議しながら進めていくこととしております。

39ページをお願いいたします。

令和元年度の取組ですが、右の欄を御覧ください。

主なものとしまして、①ー2でございますが、県で実施しました平成30年度の調査結果で、堆積ではなく、全体的に浸食傾向が見られたということから、昨年度は、土砂堆積の季節変動を把握するために、5月と7月に測量調査を実施し、分析を行ったところでございます。この結果につきましても、次の9月議会で詳しく説明させていただきたいと思っております。

②大野川河口のスパルティナ属につきましては、一部駆除を完了しております。

4、令和2年度の取組予定ですが、引き続き国への要望と堆積状況の定期的なモニタリングを検討してまいります。

また、防災対策に米印をつけておりますが、提言におきまして、防災対策は進んでいる、今後も計画的な実施を期待するというふうに整理されております。今後は、提言にかかわらず、地元市町と協議しながら、計画的に防災対策を進めてまいります。

環境立県推進課は以上でございます。

○緒方漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課です。

資料40ページをお願いします。

(4)アサリ等の水産資源回復等による漁業の振興、①有明海の干潟等の漁場環境改善について御説明いたします。

これまでの取組については、有明海での事業実施一覧のように、漁場環境の改善を図るため、干潟域では覆砂などを実施し、浅海域では仔稚魚の育成場となる藻場の造成などを実施いたしました。

覆砂漁場と天然漁場との比較では、調査の結果、覆砂漁場におけるアサリの生息密度が高い状況が続いており、アサリの生産につながっております。また、藻場造成漁場と天然漁場との比較では、調査の結果、藻場造成漁場における海藻の繁茂量が3.2倍と多く、マダイなどの漁獲につながっております。

課題と今後の方向性については、干潟域では、引き続き覆砂や作濘等による漁場整備を行います。また、浅海域では、藻場の造成を行うこととしております。

41ページをお願いします。

令和元年度の取組及び実績については、表右のとおり、①として、玉名市、熊本市で覆砂、熊本市では、作濘や耕うんを計画どおり、もしくは計画以上実施しております。また、天草市五和町では藻場造成を実施しており、計画残は繰り越して実施中でございます。②として、干潟域と浅海域における令和2年度からの漁場整備計画を新たに策定しております。

令和2年度の取組予定については、新たに策定した漁場整備計画に基づきまして、荒尾市、長洲町、熊本市、宇土市で覆砂、作濘、天草市五和町で藻場造成を実施することとしております。

42ページをお願いします。

八代海について御説明いたします。

これまでの取組については、八代海での事業実施一覧のように、漁場環境の改善を図るため、干潟域では覆砂や作濘を実施し、浅海

域では、マダイを対象に、仔稚魚の育成場となる藻場の造成を実施するなどいたしました。

干潟域の覆砂漁場と天然漁場との比較では、調査の結果、覆砂漁場におけるアサリの生息密度が高い状況が続いており、アサリの生産につながっております。

課題と今後の方向性については、干潟域では、引き続き覆砂や作濤等による漁場整備を行います。また、浅海域では、藻場の造成を行うこととしております。

43ページをお願いします。

令和元年度の取組及び実績については、表右のとおり、八代市で覆砂を計画どおり実施しています。

令和2年度の取組予定については、漁場整備計画に基づきまして、八代市での覆砂の実施とともに、令和3年度からの浅海域における藻場造成について、現在の八代海の漁場整備計画への追加に取り組むこととしております。

漁港漁場整備課は以上でございます。

○中原水産振興課長 水産振興課でございます。

44ページをお願いいたします。

(4)アサリ等の水産資源回復等による漁業の振興の③栽培漁業及び資源管理型漁業の推進の有明海への取組でございます。

1、これまでの取組ですが、これまで、アサリやクルマエビなど有明海の主要水産資源につきまして、有明海沿岸4県と国が協調し、漁場環境の改善や養殖技術の開発に取り組むとともに、漁業者による資源管理の取組を推進してまいりました。その成果として、干潟に設置した網袋に多くのアサリ稚貝が発生した漁場が認められるなど、漁業者の取組の成果が出ている地域も出ているところでございます。

2、課題と今後の方向性ですが、アサリの

資源状況は大変厳しい状態が続いております。引き続き、干潟漁場の環境改善、母貝集団の形成、資源管理の一層の推進を図るとともに、クルマエビ等の水産資源の回復に向け、計画的な共同放流による栽培漁業の推進を図っていくこととしております。

3、令和元年度の取組目標及び実績です。

マダイ9万尾、クルマエビ140万尾など、各魚種の放流計画に基づいた放流を行うとともに、漁業者による資源管理の着実な実施に向け、現場での指導等を行ってまいりました。

また、アサリの資源回復を目指し、各地先で網袋や竹等の設置による稚貝の着底促進、ナルトビエイやツメタガイなどその食害対策等、各種対策を実施しております。さらに、アサリ、タイラギの人工種苗の放流及びマコガレイの種苗生産技術開発を4県協調で取り組んだところでございます。

4、令和2年度の取組予定ですが、引き続き上記①から③の取組を進めるとともに、漁業法改正に伴う新たな資源管理への取組を推進してまいるところです。

46ページをお願いいたします。

八代海における栽培漁業及び資源管理型漁業の推進でございます。

1、これまでの取組ですが、八代海では、マダイ、ヒラメなど、計画的な共同放流を進めるとともに、アジアカエビやキジハタの種苗生産、放流技術開発、エビ類の共同放流体制の構築などに新たに取り組むことで栽培漁業の推進を図るとともに、漁業者による資源管理型漁業の取組についても推進してまいりました。

これまでの成果として、右の表にありますとおり、マダイやヒラメについて、放流魚が漁獲の一定の割合を占めるなど、栽培漁業による資源の底支えの効果が見られております。

2、課題と今後の方向性ですが、資源の回

復と持続的利用を図るため、健全な種苗の放流による栽培漁業の推進と併せ、漁業者による資源管理型漁業の一層の推進を図っていくこととしております。

3、令和元年度の取組目標及び実績でございます。

八代海におきまして、マダイ81万尾、ヒラメ44万尾など、共同放流計画に基づき放流を行いますとともに、アジアカエビ101万尾を含むエビ類547万尾を沿海市町、漁協が共同して放流をいたしております。また、キジハタにつきましても、5万尾の生産、放流を行いました。

4、令和2年度の取組予定ですが、引き続き上記①から③の取組を進めるとともに、有明海のところで御紹介しました漁業法改正に伴う新たな資源管理への取組をスタートさせてまいります。

48ページをお願いいたします。

有明海における持続的養殖漁業の推進でございます。

1、これまでの取組ですが、ノリ養殖におきまして、近年の高水温や多発する病害などの環境変化に対応した養殖を推進するとともに、酸処理剤の適正使用と使用量の削減、ノリの優良品種の開発に取り組んでまいりました。

生産者の方々が適切な養殖管理に取り組んでこられた結果、全国的に厳しい生産状況の中、本県の1経営体当たりの生産枚数・金額が増加しているところでございます。

2、課題と今後の方向性ですが、引き続き環境変化等に対応したノリ養殖の持続的な安定生産に向けた取組を推進していくこととしております。

3、令和元年度の取組目標及び実績です。

県漁連や熊本市と連携し、漁場環境や生産状況に対応した養殖管理や酸処理剤の適正使用等について、指導・助言を行っております。

また、水産研究センターにおきまして、高水温に強いノリの新品種の開発に取り組み、養殖現場での養殖試験を行っております。

令和2年度の取組予定ですが、引き続きこれらの取組に取り組んでまいります。

50ページをお願いいたします。

八代海における持続的養殖漁業の推進でございます。

1、これまでの取組ですが、魚類養殖を中心とした八代海の持続的養殖業を推進するため、漁場改善計画の着実な実施、漁場環境に配慮した養殖を推進するとともに、赤潮被害防止対策、新たな養殖種類の養殖技術開発に取り組んでまいりました。

先ほども報告しましたとおり、魚類養殖は近年生産が安定し、生産金額が増加傾向にあります。また、右に示しておりますが、ワカメやマガキといった新たな養殖種の生産も増加をしているところでございます。

2、課題と今後の方向性ですが、引き続き、漁場改善計画の着実な実施のため、漁協、漁業者への指導を継続するとともに、藻類・貝類の新たな養殖技術の開発、普及を推進していくこととしております。

3、令和元年度の取組目標及び実績でございます。

漁場改善計画の着実な推進を図るため、各養殖業者が自らの養殖漁場の底質調査を行っております。その底質調査の結果をもとに、漁場環境の維持・改善が図られるよう指導を行いました。

また、ワクチン講習会の実施や医薬品の使用等について指導するとともに、認証制度により消費者へのPRも実施しております。

赤潮対策といたしましては、赤潮情報ネットワーク体制を強化するため、SNSを積極的に活用し、昨年8月、シャトネラ赤潮が発生した際、速やかに情報発信、共有をするとともに、初期発生海域に粘土散布をする際の場所の確定に役立てております。

新たな養殖種につきましては、ヒトエグサの人工採苗網の量産化試験やマガキの天然採苗試験など、技術開発、養殖指導などを行ったところです。

令和2年度の取組ですが、引き続きこれらの取組に取り組んでまいります。

水産振興課は以上でございます。

○吉田水産研究センター所長 水産研究センターでございます。

52ページをお願いします。

再生に向けた調査・研究の充実でございます。

1、これまでの取組、海況観測、ノリ養殖漁場の栄養塩調査、アサリ、ハマグリが生息状況調査や市、漁協等と連携した赤潮調査を実施し、迅速に情報発信を行い、漁業者が行う赤潮対策を支援してきました。

併せて、効果的・効率的な調査研究体制の充実を図るため、関係者と研究成果等の情報交換、ネットワーク及びデータベースの構築に参加しました。

また、環境部局でも、有明海の水質・底質調査のほか、八代海湾奥部の土砂堆積状況調査を実施するなど、関係部局で連携しながら実効性のある調査・研究を行っております。

2、課題と今後の方向性。各研究機関と役割分担を明確にし、情報の共有化を図る必要があります。具体的には、専門家の協力を得ながら、有明海等の海域環境調査や八代海湾奥部の土砂堆積状況調査を定期的実施し、有八特措法に基づき設置しております総合評価委員会の方針に沿って、有用二枚貝やノリ養殖等を対象として、水質や底質等の知見の収集・整理について、国、関係県と取り組んでまいります。

3、令和元年度の取組目標及び実績。

右の欄を御覧ください。

定期調査等による海況観測、アサリ、ハマグリが生息状況調査、アサリ資源解析手法の

検討、赤潮調査を実施しました。

令和2年度も、関係機関と連携しながら、これらの事業に取り組んでまいります。

水産研究センターは以上でございます。

○緒方漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

資料54ページ、(6)上流から下流まで連携した海洋ごみ等対策の推進、①海洋ごみ対策について御説明いたします。

これまでの取組について、4つの項目があります。

海域の漂流ごみについては、環境省の補助事業を活用し、県漁連へ回収・処分を委託し、白川河口域においては、漂流物対策フェンスの設置及び管理を地元2漁協へ委託しております。

海岸の漂着ごみについては、沿岸の9市町において環境省の補助事業を活用し、各海岸においては各管理者が回収・処分を実施しております。

国、沿岸市町等との連携については、国の海洋環境整備船「海煌」「海輝」と連携した海域の漂流ごみの回収・処分を実施するとともに、国、県、沿岸市町、県漁連を構成員としたごみ対策連絡会議を国が令和元年11月に設置しております。

その他としまして、県においては、漁業者等からの海洋ごみの撤去依頼の窓口を平成30年9月に漁港漁場整備課へ一元化しております。

課題と今後の方向性については、大雨等により大量の流木等が海域に流入し、海域の環境悪化、漁業への影響等が生じておりますので、関係機関が連携し、漁業者等の協力を得ながら、迅速な対応を行っていくこととしております。

55ページ、お願いします。

3の令和元年度の取組及び実績については、表右のとおり、①として、県漁連委託分

の漂流ごみの回収・処分は、流木、プラスチック合計で419トン、白川河口域ではフェンスを新たに延長しまして、総延長1,737メートルのフェンスの維持管理を実施しました。

②として、各海岸管理者の漂着ごみの回収処分は、漁港、農地、港湾、建設の合計で1,241トン、沿岸9市町合計で190トンでございます。

③として、関係機関との協議を重ね、連携を深めるとともに、国がごみ対策連絡会議を令和元年8月に有明海で設置し、11月には、県全体の海域に拡大しております。

4の令和2年度を取組予定につきましては、引き続き関係機関が連携し、海域環境の保全、漁業の安全な操業確保のため、漁業者等の協力を得て、迅速な回収・処分を実施することとしております。

漁港漁場整備課は以上でございます。

○小原循環社会推進課長 循環社会推進課でございます。

資料56ページをお願いいたします。

②といたしまして、海洋プラスチックごみ対策についてでございます。

1、これまでの取組についてでございます。

①で、イベント等での啓発、リサイクルの促進に取り組んでおります。

②が、海洋プラスチックごみ『ゼロ』推進会議についてでございます。回収、排出抑制、再利用、この3つにつきまして、農業、漁業、商工関係団体の御意見も踏まえまして、熊本モデルとしての取組を整理いたしました。

2、課題と今後の方向性でございます。

①として、ごみが河川や海に流れ出る前の取組が必要であり、陸域、海域それぞれで取組を進めることとしております。②として、廃プラスチックを環境中に出さないようにする必要があり、啓発などを行うこととしてお

ります。③として、県内でリサイクルを進める体制整備が必要であり、リサイクル率の向上などに取り組むことといたしております。

次は、57ページ、お願いいたします。

3として、令和元年度を取組、実績でございます。

①では、廃プラスチックのリサイクルに関する研究と施設整備に支援を行いました。②では、リサイクル製品の認証を行っております。③が、先ほどのページで御説明申し上げましたごみ『ゼロ』推進会議について触れております。

4が、令和2年度を取組予定でございます。

上の表、①、②で挙げましたリサイクルの推進に係る支援を継続しながら、ごみ『ゼロ』推進会議で整理された回収、排出抑制と再利用、この3つに係る取組を進めてまいります。

1ポツで回収ですが、自治会等の協力を得たごみの一斉回収などを予定しております。

2ポツで排出抑制です。県民向け、ごみのポイ捨てに関する啓発などを予定しております。3ポツで再利用ですが、プラスチックの回収が進むよう、市町村の取組支援を行うこととしております。

循環社会推進課は以上でございます。

○内野幸喜委員長 次に、有明海・八代海等の再生に向けた県計画に関する令和2年度事業について説明をお願いします。

○財津環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

資料の59ページをお願いいたします。

熊本県計画に関する令和2年度の事業についてでございますが、今年度の当初予算事業は67事業で、総額約109億円となっております。昨年度と比べて減少しておりますのが、骨格予算によるものでございます。



60ページ以降に個別の事業概要を添付しておりますが、説明は省略をさせていただきます。

説明は以上でございます。

○内野幸喜委員長 以上で執行部からの説明が終わりました。これから質疑に入りたいと思います。

質疑はありませんか。——ありませんか。

○井手順雄委員 御説明ありがとうございます。

泥土について、質問したいんですが、今、水質調査を何十か所とやっておられますね。CODとかBODとか、窒素、リン酸、カリウム等々、20品目ぐらい。その中で、私が毎回言っているように、泥土堆積調査というのはこの中に入っているんですかね。

○財津環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

今、井手委員の言われたのは、資料10ページから11ページの水質汚濁防止法に絡んで水質調査をしているけれども、泥土の調査までやっているのかという御質問でございますが、それはやっていないです。

○葉山環境保全課長 環境保全課のほうでは、海域関係の水質調査とCOD、栄養塩関係をやっておりまして、泥土については調査はやっておりません。

○井手順雄委員 泥土が堆積しているから、県単独ではできないから、国のどうじゃらこうじゃらで、国に対して要望し続ける、その間、調査研究を行うというような文書がありましたね。どこで調査研究しているんですか。

○財津環境立県推進課長 環境立県推進課で

ございます。

今、井手委員が言われたのは、37ページでございます。37ページの取組実績というところで、①の2、環境立県推進課のほうで、平成30年と昨年度に地点を設けて底質の調査をしております。

○井手順雄委員 その資料は全然出てきませんけれども、どこかあるんですかね。

○財津環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

その調査結果につきましては、9月議会で詳しく説明したいというふうに考えております。

○井手順雄委員 基本、この提言書、県議会の調査報告書にも、中にありますように、やはり原因は、泥土が堆積して、アサリ、また、いろんな養殖に対しての影響があっているというような調査結果は出ていると私はそう思っております。ですから、水質調査をすると同時に、泥土の堆積状況等々も国もやっております。それと併せて、有明海・八代海、ほぼほぼ海岸沿いはそういう堆積がしている状況がありますので、この辺を国に対して、県が具体的に調査研究をやった結果、こうした手法で撤去していくというような方向性をやっぱり地元から出していかぬと、大変これは前に進まないというふうに思いますし、各市町村が、いわゆる市町村の港として使っている話も、後からしますけれども、市町村も、県が何かの手を打っていただければ我々は仕事ができないと言っているんですよ。泥土問題、というのは、どういうことかといいますと、市町村管理の港がございませぬ。そこは、こういう地形でありますので、八代海、有明海全域にわたって毎年、泥土が堆積します。すると、市町村は、ちゃんとした水深を保つために、航路掘削というのを行

っていただいております。しかしながら、船を泊める繫船のするところとかは、市町村はしてくれないわけですね。そのときに、そこを管理する漁協、単協ですね、単協が少ない予算を最大限に生かして、そこを併せて掘るといような事業に今取り組んでいるという漁協がほぼほぼです。

となれば、一番問題になってくるのが、航路を掘った泥土をどこに捨てるか、どこに保管するか、どこに覆砂するか、わかりませんが、どっか持っていかなくちゃいけないと。

今、熊本市の場合は、各熊本市管理の漁港が、港のしゅんせつ工事をほぼほぼ発注しております。その土を今、何と天草に持っているんですよ、天草、2時間半、3時間かけて。すると、それは工事発注金額の4割がこの捨て土関係に費やされると。6割しか掘れない。ということは、どういうことかといいますと、今まで100掘れたやつがもう40%減と、掘る量がですよ。捨てる分にお金がかかるからということで、市町村あたりも大変頭を悩ませるといのが現状です。

ですから、この泥土対策というのは、これは漁港漁場整備課に聞きますけれども、何なっと、やっぱり熊本県のこの特質な有明海・八代海、ちゃんと遠浅で干潟でだんだん埋まっていく状況があるというのは、中にも入ってます、もう排水が駄目なんです。強制排水しかもうできないわけですよ、海のほうが高いんですから。そうした場合、そういうしゅんせつというのは未来永劫あります。そのためには、何らかの処分場を真剣にこの際考えていくというのが私は喫緊の課題というふうに思います。

ですから、皆さん困ってますけれども、干潟を埋めても、そこから先はびしゃつとなぎさができるんですよ、有明海は、2キロも3キロも引くだけ、わかる。その先にはちゃんと砂地ができるんですよ。

ですから、そういった意味では、どこか海岸から何メートルのところにおいてそういった仕切りを造ってそこに入れましょうとか、そういった具体的な対応をもうしていかなければ、これは何年もかかりますね、5年も10年も、事業化するには。しかし、そういった提案、提言を役所のほうから、県のほうから、市町村と協議しながら、こうしたほうがいいんじゃないですかと役所レベルであらかた決定させて、県議会、例えば市議会、協議会あたりに広げていくというような形を取っていかぬと、これは、有明海・八代海も、あと5年もすれば終わってしまいますよ。どぎゃんですか。

○緒方漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

まず、現在、土木部と連携して、干潟域に立地する漁港しゅんせつの土砂対策については検討を進めております。また、市町村とも勉強会等を実施して進めているところでございます。

新たな処分場につきましては、まだそこまで検討の結果は出ておりませんので、今後しっかりと検討しながら進めていきたいと思っております。

○井手順雄委員 市町村は、熊本県は何も言うてきていませんと言いはるですよ。だけ、もういいんだけど、そういうことを早々にやっぱりやっていただきたいというのが現状です。

それと、もう1点いいですか。

ごみです。今年また梅雨がやってきます。また、流木等々いっぱい流れてくる要素があると。予算を見ますと、立派に流木対策の予算はつけていただいております。本当、感謝していると思っております。この流木というのは、漁民に対してもう本当、全くの障害物でありまして、見えないわけですね。当たれ

ば、プロペラシャフトが折れたら、もうすぐそこで浸水で沈没します。そういった大変危険な品物が流木なんですね。ですから、漁民は、やっぱり自分たちの身の安全を守るためには、1本でも多く上げるという意識で今後取り組んでいくというふうに思いますので、どうぞ支援のほうよろしくお願ひしたいというふうに思います。

その中で私が言いたいのは、マイクロプラスチックとか川のヨシのくず、いわゆる小さいくず。西山議員も何か一般質問でおっしゃってましたけれども、そういうのがノリに付着するんですね。そして、それを業者が買って、業者さんがもう一回調べたところ、そういう不純物が出てきたから返品ですという形が最近往々にして多いんですよ。そのノリは、どういうノリかといいますと、我々が見ても見えないんです。どこにありますかと言って、わかりません。顕微鏡で見なくちゃわからぬ。0.001ミリぐらいです。そういうノリを、今の食品衛生法上、例えば、大型コンビニ屋さんとか生協さんとか、そういったのはもう安心、安全で売ってます。そこまでも既に検査して安心という形の中で購入されるわけなんです。そうした場合、各単協がノリを取って乾燥させます。それに、1つの機械が何千万なんですよ、その検査する機械だけですよ。ノリの機械は別口には買わなくちゃ。検査するのに何千万、そして出てきたのをまた検査するのに1,000万、2,000万かかるとですよ。なおかつ返ってくる。こうした状況は、今ノリの、熊本県で言うならば一番水産業では稼いでいるノリなんですよ。

そういった意味では、私はこのあたりにやっぱり県として何か対応するような形にしていっていただけないかなというのと、今国においては「海輝」とか何とかというのがごみを取っています。やっぱり本県においても、ノリが一番基幹産業なんだという思いがあるならば、本県にもそういったごみ取り船、いわゆ

る「海輝」たちは大きい流木でいいですよ。熊本県の場合は、マイクロプラスチックとか、そういったヨシの小さいやつ、これを取るような小型の船でいいんですね。そういうのを配備してもろて、取締船の、中の扱いわからぬけれども、単協にすれば預けるけん、わがどんでしてくれとか、それはやり方はいろいろあります。そういったものを造って、やっぱり河川から来ます。だけんが、河川の流域の潮目どころを中心にとっていく、こういうこともそろそろ本県も考えたほうがいいんじゃないですかと思いますが。水産振興課や、どこや。

○中原水産振興課長 水産振興課でございます。

今、井手委員が言われたとおり、ノリの生産者の方々、それぞれ前処理、後処理、3つか4つつけて、最後、顕微鏡ではないですけども、ルーペで一個一個取ってやられているということで、大変苦勞されているという状況でございます。

それに対しまして、ごみにつきましては、取れるものをしっかり取っていくということから始まるかと思えます。

委員の御指摘、御提案の部分、真剣に考えさせていただきたいと思えます。

○井手順雄委員 そんなもんかい。造りますと言うてください、どうぞ。——部長、いかがですか。

○竹内農林水産部長 それぞれ、ごみ、流木が非常に大変ということ、それから、ごみ問題も、ノリにおいて大変ということは重々承知しております。

ただ、海岸の管理につきましては、一元的に、ごみの対策について、まず漁港漁場整備課が窓口となって受けるというようなことをしているんですけども、それぞれの管理者

の関係もございますので、県のほうで直ちに船を配備するという事は、かなりハードルが高いというふうに感じております。この辺については、真剣に、それぞれの海岸管理の状況、それから、まずは、ごみを出さないということで今環境サイドでも一生懸命やっていますので、そこと連携しながら、先ほど水産振興課長申し上げたように、しっかりと検討はしていきたいというふうに考えております。

○井手順雄委員 よろしくお願ひしたいと。本当、売り上げるところの単協の方々は、もうロットをまとめて売ろうと、買うときには、やっぱりロットがまとまってないと商社は買わないんですね。すると、例えば、1軒から1,000箱出しましたと、それ1本の中に3枚でも2枚でも入っていたら、1,000箱返品なんです。わかりますか。それは全部焼却処分なんです。そういった現状がもうぼちぼち出てきております。やっぱりここは、そぎゃんもう大がかりで、予算がなかばいて言うのはわかるけれども、100億以上の産業なんです。熊本県の基幹産業ですよ。基幹漁業ですよ。やっぱりそこを守るためには、そういった配慮というの必要であると私は考えます。どうかよろしく考えてください。

要望です。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑はありませんか。

○西山宗孝委員 先ほど説明ありがとうございました。

今、井手先生のほうからも話がありましたけれども、私の地元でも、市の漁港について、ヘドロがたまって、もう毎年毎年、これを取ったらたまる、取ったらたまるというのが現状であることは、執行部も御承知かと思ひます。

それで、漁業組合単独ではなかなか、基本は単独でやることなんです。市のほうからの幾ばくかの補助、助成してやっているんですけども、なかなかこれがずっとやると。それから、さっきお話があった、じゃあ、排出したものをどう捨てたかという、私はもう半分ぐらいが天草に持って行って捨てるので、時間とか経費とか比べたら、半分以上がそちらのほうに金取られてしまうということで、結果としては、ボリュームとして排出できないという実情もありますので、予算のことも含めて捨て場の話も、県のほうもしっかり検討していただければと思います。

それから、もう1つ、いいですか。

18ページ、下水環境課のほうから話があったと思うんですけども、これまでの取組の中で、平成29年に策定した生活排水対策のマスタープランというのがあるんですけども、これは、私どもとしては、有明海の再生に向けたという話になりますが、このプランについては、熊本の生活排水全体のプランであるのか、あるいは、私が思いますのは、沿岸の市町村なり地域がどれぐらいの普及率があるのかということを含めて、全体の計画と有明海に面した沿岸地域の実態というのを、どれぐらいの割合で普及率があるのか、漁業集落環境整備事業でも進んでいるところもありますし、そうじゃなくて、まだまだのところもたくさんありますので、そのあたりをお聞かせいただければと思います。

○森下水環境課長 下水環境課でございます。

今先生がおっしゃいましたように、生活排水処理構想につきましては、下水だけではなく、農集、漁集、または浄化槽全体の計画でございます。その中で、下水につきましては、計画的に今どんどん進めているところでございます。今おっしゃいました漁集、農集につきましても、新規事業はございません。

が、今改築更新とか、あと、また、処理場を広域化する、こういうところを今進めて、今処理人口は減っているんですが、適正な処理をしっかりとやっていくような、経営的にもやってくれるようなところを今全県下で進めているところでございまして、成果につきましては、汚水処理人口普及率ということで、数字のほうで87%ということで順調に上がっているところでございますが、今後もしっかり、下水だけじゃなく、集落排水、また、浄化槽、これをしっかりとその地域に合った施設を運営管理していきたいと思っております。

以上です。

○西山宗孝委員 今の最後のところなんですけれども、そこに合ったということはもちろんですが、数字目標が、普及率94%を目標にということが書いてありますよね。これは県全体としての数字だろうと思うんですよね。今有明海の再生、八代海の再生もそうなんですけれども、そういう課題の中で、もう少し直接、あるいは間接という距離感もあると思うんですが、そういったことについても、少しわかるころがあれば、分析なり数字的な目標も要るんじゃないかと思っておりますので、その点をお聞かせいただければと思います。

○森下水環境課長 実は、この生活排水処理構想につきましては、各市町村ごとにアクションプログラムという令和7年度までどういう計画でやっていくかという計画を全部積み上げた結果でございますので、当然市町村ごとの目標値もございまして、その中でどうやっていくかというのは今市町村でやっているところでございます。

また、作成して今年で4年、来年度、その進捗状況等はしっかり見直す予定でございます。

○西山宗孝委員 ぜひ、有明海・八代海再生という視点の中で、じゃあどれぐらいの沿岸の自治体の認識が高いかも含めて、これは県のほうがいろいろ分析したりする必要があると思いますので、ぜひともよろしく願いしておきたいと思っております。

○磯田毅委員 56、57ページのことなんですけれども、海洋プラスチックごみ対策ということでお聞きしますけれども、来月7月だったですかね、買い物袋のレジ袋の有料化というのが始まるそうですけれども、熊本県内でどれだけレジ袋が年間使われているかということとはわからないと、以前質問したとき、だったんですけれども、この有料化されたお金の使い道は、どこでどういうふうに使われるのかちょっと。

○内野幸喜委員長 小原循環社会推進課長、わかりますか。

○小原循環社会推進課長 後ほどお答えすることですよろしいか。

○内野幸喜委員長 磯田委員、あとは。

○磯田毅委員 そこが聞きたかったんですが。

○坂田孝志委員 先ほど来から話が出ております泥土、ヘドロの問題ですね、もう何十年もこのことをやっているわけだから、捨て場所ですたいな、有明海・八代海、2～3か所、4～5か所設けて、漁港の港だけじゃなくて、漁場のヘドロが堆積してアサリもたたぬようなところを取って、そこに排出すべきですよ。それは国の制度を活用できるでしょう。県と市町村のそういううちまましたことじゃなくて、大々的なことで、そやん天草まで持っていかなきゃですたい、近場で処分

きるように、もうあそこも、河内もぼつぼついっぱいになつたらろうし、ほかのところを新たに確保して、有明海、八代海、この干潟があって、遠浅があって、これはもう宿命的なものだから、これから逃げるわけにはいかぬとですよ。そこで漁業を営む上では、再生させるためには、これはずっと引き続きやっていかなきゃならぬことですよ。だから、そういうのをちゃんと場所を確保してやっていく、今年度、5年間ぐらいはここら辺だ、次のあれはここら辺だとか、長期的な年次計画を立てながら、それに予算を突っ込むべきですよ。そういう地形上、そうなっているんですから、宿命上ずっと埋まってしまうんだから、そういう大きな計画を立てて、それに臨むべきだと思うがな。

○竹内農林水産部長 坂田委員御指摘の部分ですけれども、先ほど井手委員のほうからもございました。私どもも、塩屋に造っております処分場がいっぱいになってくることを見据えて中での議論はしております。先ほど、市町村で一部聞いていないというようなところございましたけれども、関係市町村を巻き込みながら、あるいは、港湾管理者、土木部等もございます。その中で、どういうやり方が最も現実的で、どういうふうにできるのかというのは内々に検討しているところでございます。その中で、やはり国の支援というのが非常に大きゅうございますので、国に対してもしっかり言えるようにある程度詰めて、そのところは検討していきたいと思っております。

○坂田孝志委員 言えるように詰めてて——まだ言えるような立場まで、そこまで達してないの、もう何十年になつとな。もう十分それだけのデータも蓄えているでしょう。それだけの成果もあるじゃない。立法もあるんだから、立法再生法が。それを活用すべきです

よ。どうですか。

○竹内農林水産部長 実際にどこに造るかという具体的なお話になってきますと、いろんな意見が出てまいります。そのあたりも含めて、提言といいますか、ある程度要望していかないと、事業費そのものの確定というの也非常に難しゅうございますので、そこはもうそれぞれ市町村も、やる場合は当然負担金という問題も出てくるものですから、非常に財政的に、市町村のほうも、自分は負担が少ない方がいい、我々も、そこは最も地方の負担を少なくしてできるやり方というのを考えていかないといけないし……。

○坂田孝志委員 市町村に押しつけちゃいかぬよ、市町村に。県工事、国工事ぐらいの気持ちでいかぬと。それは市町村が、小さな自治体が、熊本市ぐらい大きいところはいいけれども、小さいところはとても受け切らぬばい、そがんだ。もっと現実に即したやり方をきちんと考えて、そしてスピード感を持ってやるべきですよ。

以上。

○竹内農林水産部長 言葉をしっかりお聞きしたので、今後しっかりと検討していきたいと思えます。

○小早川宗弘委員 坂田先生の話も、私も、有八の委員会、過去に5～6回ぐらい出席しておりますけれども、毎回毎回同じ質問、説明を繰り返し繰り返しこの何十年としてきているのかなど。私の委員長ときは、やっぱりヘドロ対策というのが一番大きな課題で、委員の先生方、やっぱりヘドロ対策、土砂、泥土の対策を充実していかなばあかんと毎回毎回出てきとつと思うとですよ。ぜひこれは具体的な捨て場所、もう八代だったら加賀島とか、何か実際私も中を見たことあるばつ

てん、いっぱい空いとっですよ、ああいうところは。なかなかと言わすばってん、真剣になって探せばありますよ、それは。そういう捨て場所とか、しっかりとやっぱり検討して行って、ただ言い訳んど聞こえっとですよ。捨て場所なかなと言えば我々が納得するとか、何か最近はそういうふうなことを感じておりますので、ぜひ真剣になって、それは対策を講じていただきたいと思います。

ちょっともう少しよろしいですか。

39ページ、ヘドロのことなんですけれども、この八代海の湾奥部のことについて、令和元年度の取組実績の2)のところですね。

①-2に、平成30年、2018年度調査結果で、全体的に浸食傾向が見られたというふうなことで、皆さん方、浸食しよるけん、自然に土砂堆積、流れていくんだらうというふうなことを何か思われているのかもしれませんが、これは5月と7月に測量調査を去年やったというふうなことを書いてありますけれども、次回、これについては報告があると思いますけれども、簡単でいいですけども、現状では、その浸食傾向というのはどういう状況なのか、教えてください。

○財津環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

これは、昨年30年度にまず調査をしたときに、その前、18年度と比べまして、大体ここは堆積ということで皆さん心配しておったんですが、18年度と30年度を比べると、おおむね浸食傾向にあったというのが30年度の結果でございます。当然、平成28年度の熊本地震による地盤沈下等も想像されていたんですが、いや、その地盤沈下よりも浸食が深かった地点も何点かあったもんですから、それ以外の秋から冬場にかけての季節風の影響ですか、また、梅雨場の出水期の影響、その辺はどうかということで、30年度は9月にやっていた、去年は5月、7月とやりました。こ

の昨年9月と5月の間が、その季節風の影響がどうか、5月と7月の間が、いわゆる出水期、梅雨の影響がどうかということで、昨年2回調査をしたわけですが、結論を申し上げますと、最初の季節風の影響では、浸食のほうマイナス約20万立米ございまして、出水期におきましては、反対に40万立米の堆積があったと。差し引きまして20万立米の堆積があったと。一応令和元年度の調査ではそんな結果が出ております。

令和元年度の降水量を見ると、通年、平年並みということでしたので、そう大きな変化はないんじゃないかということで、令和元年度の調査はそういうことで出ております。

○小早川宗弘委員 じゃあ結果的に堆積の度合いがやっぱり高かったというふうなことでありますので、やっぱりそれは、掘ってかっです、処分するしかない。井手先生も先ほど埋めろというふうな話もありましたけれども、抜本的な対策をこれから十分に検討、そして実施していただきたいと思います。

以上です。

○竹崎和虎委員 御説明ありがとうございます。

今多くの先生から、やはり泥土、ヘドロの捨て場の話がありました。私の河内でも同じような意見があつておりますので、真剣に取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それと別に、環境保全に向けて様々な取組であつたり啓発活動されてきたし、今年度も取り組んでいくということでしたけれども、20、21ページにあるごみ対策、県下一斉の清掃活動、また、33ページに植栽とか下草刈り、これからの時期だと下草刈りなんですけれども、学校や地域でも、今年の清掃活動どうしようかなと、コロナ禍にあるもんですから、それが密に当たるとか、野外での活動な

のでやったらいいかとか非常に迷っていらっしやるところもあるんですけれども、この県下一斉清掃をやられるかどうか、それとまた、下草刈り等、私もNPO携わっておるもんですから今年やるんですけれども、やる人を制限してという活動をしていこうと思っっているんですよ。これをどうされるかをちょっとまずお伺いしたいんですが。

○財津環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

今年度の一斉清掃活動につきましては、一応メイン会場での取組は中止ということで決定しておりまして、そのほか、各市町村がする分につきましては、それぞれ市町村によっても状況が違うということでございますので、それぞれの市町村の判断でするかしないかというのを判断頂きたいということで通知をしておるところでございます。

○竹崎和虎委員 こういった活動というか、やるのが環境保全にもつながるんですけれども、逆にこういった取組をやっていくかどうかは県民に対する一つの指標になって活動をしていいかどうかというのものもありますから、慎重に前向きに判断して、どんどんやっていただければと思っておりますし、また、幼児向けとか、小中学生向けの出前講座とか、セミナー、イベント等もいろいろ注意してやっていただければと思います。

それと、もう1点、ちょっと別で、49ページになるんですけれども、今年度も、49ページの取組実績の③なんですが、ノリ養殖の生産性向上を図るための優良品種の開発の取組ということで、高水温耐性品種ですか、この養殖試験をしたとありますけれども、どんな状況かなど。

○中原水産振興課長 水産振興課でございます。

水産研究センターでやっておりますけれども、高水温ということで、漁期が物すごく短くなっているということで、その高水温に耐えられる品種ができないかということで、これまで屋内の試験をやっているところです。幾つかの候補的なものができておりますので、昨年、実は、河内漁協さんのほうに御協力を依頼して現場での状況を確認させていただいたところまで来ています。この評価については、ちょっとまだ出来上がっていないところですが、屋内試験場レベルから外での実地試験というレベルにまでちょっと来ていているという状況でございます。

○竹崎和虎委員 気温の上昇であったり、水温も上がってきておるもんですから、漁民の皆さんも漁期が短くなってしまわないかという心配もあって、今後将来のノリ養殖業に対する思いもあられるもんですから、ぜひ研究して、そういった新しい優良品種を作っていただければと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○内野幸喜委員長 ほか、質疑ありませんか。

○吉永和世委員 私も何回もこの委員会に来て、今度違う場所と思っていたんですが、また来てしまったので、またよろしくお伺いしたいと思います。

これまでであった海底土砂の問題というのは本当に熊本の永遠の課題じゃないですけれども、何かそういう認識があるわけですが、漁業の部分と港湾の部分ということで、何か別々の考え方というのがあつて、航路しゅんせつやったら、航路は航路で港湾の用地に持っていかあるんですけれども、私からすると、目的は違えど同じ海底土砂ということで、同じと



ころに持って行ってというそういった考え方もできないのかなというふうに思ったこともあったんですけども、さっきありました土砂捨て場という、捨て場というよりも、どちらかという、土地を新たに造っていくという、そういった考え方でいくなれば、目的は違えど同じ場所に持っていけるというふうに思うので、天草に持っていかないかぬとか、何かそういったことじゃなくて、何か共通、同じ場所に持っていける、そういった考え方ができるようなことも何か必要じゃないのかなというふうに思いますので、そういったこともぜひ検討いただければなというふうに思ったりもします。

港湾のほうは、いや、持ってくるな、持ってくるなというのが現状だというふうに思うんですけども、しかし、熊本県として考えるならば、永遠の課題として、同じ場所に持っていけるような感じ、そういった取組を、考え方を持って取り組んでいただければなというふうに思うところがございますので、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それと、話変わりますけれども、共同放流というのがすごく私の地元でも評価が高くて、本当に前から取り組んでいたらよかった、そういった話もあるわけですが、この共同放流と藻場造成というのは、これは一体じゃないといけないのかなと、ちょっとそういった思いがあるんですが、そこら辺はどういう考え方を持っていらっしゃるのでしょうか。

○藤本環境生活部長 さっきから泥の話が出てますもんですから、私は、すみません、平成29年に環境局長でこの場におりまして、坂田委員には、当時委員長として大分お世話になりました。御指導いただきましてありがとうございました。

当時からも、坂田先生も何十年とおっしゃ

っていますけれども、当時もこの議論が持ち上がりまして、たしか国の県出身の国会議員の先生方とか、国の省庁への要望活動とかも承りまして、大分要望、意見交換していただいたのを覚えております。

当時、国の省庁の回答が、たしか環境省が代表して答えたんですけども、環境省は直接の除去する事業を持ってないと。関係する省庁がそれぞれの分野で考え方に沿ってやるだろうというような、ざくっとした答え方だったんですけども、要は、先ほどの港湾とか漁港とかの話になっていますけれども、それぞれだったら多分あるんだけど、恐らく抜本的な対策となると、広範囲なイメージになるので、その後、私どもは大分国の省庁に要望活動に行ったんですけども、結局そういう壮大なやつになると、事業目的とか事業効果は何になるのかというような話になってきまして、非常に組立てが難しいと。しかも、壮大なといいますか、私たちの目的は再生ですから、再生の象徴がやはり水産資源の回復というのが必ず入ってきますので、となると、水産資源との因果関係はどうかという話になると思うんですけども、この平成29年当時、当時出た国の評価委員会の報告書でも、この資料にもありますけれども、36ページ、この右の非常にわかりづらい相関図が出ているんですけども、なかなかいろんな要因があって、泥だけが影響しているとかいう話にもならなくて、はっきりとした明らかになっていないということで、国に行くと、じゃあその効果はどうかという話になると、また元に戻るような形で、非常に対応に苦慮していたというのがこの状況だったと思います。

ただ、今日改めて出まして、引き続きこの問題が当然ありますし、井手先生のほうから、漁業者としての困り事の話もありましたので、あるいは吉永先生のほうからもセクションナリズムはできるだけ垣根を越えてできる

工夫ができないかみたいな話もありましたので、改めてまた関係部局で、この意見は、ワーキングチームも既にありますので、そういったところでも検討させていただければなどというふうに思います。

すみません、答えになっていませんけれども、引き続き頑張りますので、よろしく願います。

○内野幸喜委員長 次の後段の。

○中原水産振興課長 水産振興課でございます。

吉永委員の御指摘のとおり、放流の効果が高めるためには、いい種苗を適した場所に放流するということが最も重要になってまいります。漁港漁場のほうで実施しています藻場の造成自体が、稚魚の保護育成場所ということで造成をしていくと。

藻場造成の稚魚がいる場所、そこから幼魚がいる場所、それから漁場というように、生活場所を変えていく、それぞれに合わせたところで漁場の造成計画を立てられますので、当然そこは、一体といいますか、両方、両輪で実施していくというふうに考えていくものだというふうに思っております。

○吉永和世委員 海底土砂の問題、本当は真剣に考えないと、同じ議論をずっとやっていかなくちやならないというふうに思いますので、やはり真剣にちょっと議論しないといけないんだろうと私も思いますし、我々もやっぱりしっかりと共同作業というか、一緒に頑張っていくという気持ちはあるわけですから、そこはしっかりとどんどん議論を深めて、なるべく加速化できるようにしていただければなどというふうに思いますので、よろしく願いたいというふうに思います。

それと、共同放流と藻場の関係は一体だということで御理解いただいているということ

で安心しましたけれども、できれば、いい事業は予算を増やして行って、より効果を高めていくという、そういったちょっと方向性を持って対応頂ければというふうに思いますので、よろしく願いたいと思います。

○内野幸喜委員長 ほか、質疑はありませんか。

○小早川宗弘委員 13ページですけども、今日の説明では、コロナウイルス関係の水産業とか、あるいは影響のごたつとがあまり説明がなかったと思いますけれども、全員協議会のときの最終の第3回目だったかな、資料の中で、養殖魚関係が少し影響を受けているというふうなことを聞いたんですけども、今の現状はどうなのかということを知りたいんですけども。

○中原水産振興課長 水産振興課でございます。

水産物に対するコロナの影響でございますけれども、外食系の飲食店、それから、インバウンドが止まったということで、そこに出す魚から先に値段が安くなる、売れなくなってきたという状況でございます。2月の末ぐらいから影響が出始めまして、3月、4月、5月と影響が出ています。一般の大衆魚と呼ばれているものに比べて、高級魚であったり、あと、宴会用に使うハレ用の魚、ですから、マダイなど養殖魚が中心に売れない、それから単価がかなり下がっているというような状況が続いているところです。

宣言が解除されまして、少しずつ物がまた動き出しているという状況ではあるんですけども、まだまだ影響は続いているというふうに認識しております。

○小早川宗弘委員 しっかりと状況を分析しながら、その対策も、ぜひ業者の方とか水産

業者の皆さん方にアドバイスをさせていただきたいと思います。

以上です。

○内野幸喜委員長 ほか、質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 質疑がないようでしたら、引き続き付託調査事件の閉会中の継続審査についてお諮りします。

付託調査事件については、引き続き審査する必要があると認められますので、本委員会を次期定例会まで継続する旨、会議規則第82条の規定に基づき、議長に申し出ることにより御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 御異議なしと認め、そのようにいたします。

次に、その他に移ります。その他として何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

それでは、これもちまして第9回有明海・八代海再生特別委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時43分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

有明海・八代海再生特別委員会委員長